

豊能町障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

平成26年3月31日策定

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品等の調達の推進を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この調達方針の用語の意義は、障害者優先調達推進法の定めるところによる。

3 適用の範囲

本方針に基づく施設等からの調達推進は、本町の全ての部局が発注する物品等の調達に適用する。

物品等とは施設等から調達する物品及び役務の提供をいう。

4 調達の目標

施設等からの物品等の調達については、調達実績額が前年度実績を上回るよう、各部局において鋭意検討のうえ着実な推進を図るものとする。

5 対象となる施設等

本調達方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する以下の施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第12項に規定する施設（障害者支援施設）
- (2) 障害者総合支援法第5条第26項に規定する施設（地域活動支援センター）
- (3) 障害者総合支援法第5条第1項に規定する施設（障害福祉サービス事業〔生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。〕を行う施設）
- (4) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (5) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行

令（平成25年政令第22号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）
第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）

- (6) 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第74条の2第3項第1号に規定する者（在宅就業障害者）
- (8) 障害者雇用促進法（昭和35年法律第123号）第74条の3第1項に規定する団体（在宅就業支援団体）

6 調達の実施

施設等からの物品調達に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び豊能町財務規則（昭和55年豊能町規則第6号）の規定に基づき、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用することとする。

7 調達実績の公表

本方針による調達実績については、毎会計年度終了後にとりまとめ、ホームページ等において公開するものとする。

8 その他

本方針をもって障害者優先調達推進法第9条第1項に規定する施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針とし、毎会計年度において適用するものとする。